

# 平成26年度第1回

## 安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議

### 議 事 録

日 時：平成26年5月23日（金）午後2時30分開会  
場 所：WEST19 2階 研修室A・B

## 1. 開 会

○事務局（細海食の安全推進課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成26年度第1回安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の司会進行を務めさせていただきます保健福祉局保健所食の安全推進課長の細海でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議の終了時刻でございますが、16時を予定してございますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

さて、この会議でございますけれども、札幌市安全・安心な食のまち推進条例に基づきます市長の附属機関として設置したものでございまして、昨年度は2回の会議を開催してございます。本日は、今年度第1回の会議ということでございます。

まず、委員の変更につきましてご報告をさせていただきます。

札幌市農業協同組合経済部営農販売課の堀口委員が人事異動されまして、後任として佐藤様に委員を変更させていただいてございます。

佐藤委員、その場でご起立をお願いできますでしょうか。

佐藤委員でございます。

○佐藤委員 よろしく願いいたします。

○事務局（細海食の安全推進課長） ありがとうございます。

次に、委員の皆様の出席状況の報告をさせていただきます。

この会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができないこととなっております。ただいまの出席委員の皆様は全体で16名でございます。委員総数17名の過半数を超えてございますので、この会議が成立していることをご報告させていただきます。

本日、あいにく欠席されております委員は、市民公募委員の成澤委員でございます。

なお、事務局には関係職員が出席してございます。また、保健所関係の職員も同席させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、この会議につきましては、前回同様、公開とさせていただいておりますので、ご了承願います。

また、この会議の会議録につきましても、後日、札幌市のホームページなどに掲載される予定でございますので、あわせてご了承願いたいと思います。

## ◎挨拶

○事務局（細海食の安全推進課長） それでは、ここで、開会に当たりまして、保健福祉局保健所食の安全担当部長の山口からご挨拶を申し上げます。

○山口食の安全担当部長 食の安全担当部長の山口でございます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、委員の皆様には、日ごろから、本市の食品衛生行政にご理解とご協力を賜り、厚

くお礼を申し上げます。

さて、皆様もご承知のとおり、札幌市の安全・安心な食のまち推進条例が施行されてから1年が経過いたしました。従来から、行政による規制だけでなく、市民、事業者、行政の3者が連携・協働して安全・安心な食のまち・さっぽろの実現を目指す条例の理念にのっとり、現在、施策を進めているところでございます。

この推進会議は、条例に基づき、食の安全と安心に関する本市の中長期的な総合施策であります。推進計画を初めとした重要事項について、調査審議し、ご意見をいただくことを目的として今回で3回目となります。

本日の会議では、平成27年度からスタートする新しい推進計画について、どのようなことを基本に施策を展開していくのか、あらあらの案をお示しするとともに、今年度、実施を予定しております各種事業についてご説明させていただきます。

また、今後の事業を行う上での参考とするため、ことしの3月に飲食店等の事業者を対象に実施いたしましたアンケート調査の結果につきましても、あわせてご報告させていただきます。

特に、推進計画につきましては、委員の皆様からご意見を賜り、内容をより深めてまいりたいと考えてございますので、昨年引き続き、今年度も、忌憚のない活発なご発言をお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、開会に当たっての私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ◎配付資料の確認

○事務局（細海食の安全推進課長） それでは、ここで資料の確認をさせていただきます。

皆様の机の上でございます資料は、上から会議の次第で1枚物でございます。続きまして、座席図、委員名簿、どれも1枚物でございます。

次に、送付いたしました資料ですが、資料1の平成26年度安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業について1枚物の資料でございます。

資料2ということで、アンケート調査の報告書があるかと思えます。こちらは、先に送ってございました資料と本日の資料は修正が若干ございますので、今、机に置いております資料を使っていただきたいと思います。さきに送りました資料につきましては、修正前のものがございますので、本日お持ちの方におきましては、後で回収させていただきたいと思います。また、自宅に置かれてきました方は、申しわけございませんが、それぞれで廃棄等をしていただければと思います。申しわけございません。よろしくお願いいたします。

続きまして、資料3として、推進計画と監視指導計画の位置づけについてという1枚物でございます。資料4は、推進計画策定の考え方というA4横判の1枚物です。

資料5ということで、推進計画施策の展開というA4横判の1枚物でございます。

それと、既に配付済みでございますけれども、札幌食の安全・安心推進ビジョン、安全・

安心な食のまち・推進条例の骨格図がそれぞれ机にあるかと思ひます。

そのほかに、「食の現場で見て、聞いて、体験しよう！～平成25年度のさっぽろ食の安全・安心市民交流事業&さっぽろ子ども食品Gメン体験事業～」机に配付していただひていると思ひます。ありますでしょうか。

体験事業はお手元になひようですので、後で配付させていただきます。申しわけござひません。

そのほかの資料はありますでしょうか。

ここから議事に入らせていただきます。

ご発言につきましては、挙手をしていただきまして、お近くのマイクをご使用願ひたいと思ひます。

では、これ以降の会議の進行につきましては、池田会長に願ひしたいと存じます。よろしく願ひいたします。

○池田会長 ありがとうございます。

## 2. 議 事

○池田会長 それでは、次第に沿ひまして進めてまいりたいと思ひます。

本日の議題は、(1)平成26年度安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業について、(2)アレルギー物質等の表示や販売スタッフの育成に関するアンケート調査結果について、(3)札幌市安全・安心な食のまち推進条例に基づく推進計画施策の展開について、(4)その他でございます。

それでは、議題(1)平成26年度安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業について、事務局から説明を願ひいたします。

○事務局(伊藤調整担当係長) 調整担当の伊藤でございます。

今日は、私から三つの議題について説明させていただきますので、どうぞよろしく願ひいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

まず最初に、平成26年度の食まち事業についてご説明いたします。

また、今年度の説明と同時に、昨年度の結果説明についてもさせていただきます。

資料につきましては、お配りしております資料1を参考にしていただければと思ひます。

まず、今年度の推進計画関係につきましては、推進計画策定業務が今年度の3月までにありまして、本日お越しいただひておりますけれども、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議の運営をしていくということになりますが、今年度は大体四、五回程度を予定しております。

それから、食の安全に関する連絡会議ということで、これは庁内課長会議になるのですが、食に関する事業を行っている他部局との連携・調整をするような会議になっておりまして、この施策に反映するような意見についてもここで拾っていきたいというよう

に考えております。

それから、次に、推進計画のプロジェクト会議を行います。

これは、内輪の話になりますが、保健所職員9名が集まっておりまして、昨年度に一旦募集して組織したのですが、人事異動がありまして、人がほとんど変更になってしまいましたので、また改めて会議を立ち上げました。

それから、市民アンケートを6月に実施します。

これは、市民まちづくり局が中心になって、約1万人の市民を対象にアンケートを行うのですが、食の安全に関する意識調査を五、六問程度入れさせていただきたいということで調整しております。

それから、この計画についてのパブリックコメントを1月に実施するという事を通して、市民の皆様のご意見等も計画に反映させていく予定です。

次に、食の安全・安心おもてなし推進事業についてです。この後、アンケート等による実態調査結果について報告いたしますけれども、アンケートの中では、アレルギー表示を行っているか、栄養成分の表示を行っているか、あるいは、禁煙、完全分煙を行っているか、また、バリアフリーの対策をしているか、外国語のメニュー対応などを行っているかということを知っております。これらへの啓発制度については、伸び悩んでいるのが実態ではあるのですが、やはり、認知度の低さもあり、それぞれ単独で事業を行っているため、事業者の方にとってもいろいろな制度が札幌市からあり、複雑でわかりにくいかなと思うところですが、市内の食品営業許可登録施設を全て把握している我々食の安全推進課が主体となって効率よく啓発しようという試みになります。

この絵は、啓発物のイメージになります。具体的なものはこれから考えるのですが、ミシュランの星がふえるようなイメージで、一つ一つの認定ごとにこういった花がふえていくような、できるだけお店が飾ってくれるというか、普及啓発に協力してくれるような普及啓発品を考えております。

消費者は、おいしさとか値段でお店を選ぶのでしょうか、施設の安全・安心の取り組みをおもてなしとして広げたいといいますか、少し先の時代を読んだ事業になると思います。

また、消費者もこういったものを基準にお店を選んでいくような時代が来るのではないかと思います。こういうものをまとめて、今後、普及啓発していきたいと考えております。これが食の安全・安心おもてなし推進事業になります。

次に、手洗い・うがい普及啓発連絡会議です。

これは、平成23年から昨年度まで、手洗い・うがい普及啓発プロジェクト会議を開き、その中で手洗いソングをつくりまして、CD、DVDの作成や、チラシとか紙芝居も昨年度に作成しました。また、食のまち・さっぽろフェスティンチ・カ・ホというイベントで、こういうふうに踊ったりして広げました。普及啓発品については、ある程度完成しましたので、プロジェクトは終了とさせていただいたのですが、その後、子ども未来局、また、

感染症総合対策課も今回は入れて連絡会議という形にして、今後も連携をとりながらノロウイルスが毎年流行っているという状況もありますので、いつでも連絡を取り合えるような体制を整えたいと考えております。連絡会議として、今後、引き続き活動を行っていきます。

それから、今年度の食まち事業につきましては、既存の事業になります。推進協定事業とかモニター事業、市民交流事業、Gメン体験事業、シミュレーション事業も予定しております。

まず、協定事業につきましては、食品事業者や食品関連団体との間に協定を締結して、マイルールという自社の取り組みを紹介するような事業ですが、昨年度の3月末までに、協定締結者が11団体、189事業者という状況です。これは、今年度、ビジョンが終了するのですが、目標値が300になっておりまして、ことしはあと100弱ぐらいやらなければいけないのですけれども、各区の協力も得ながら、目標達成に向けて、現在、取り組み中です。

これは、昨年度、地下歩行空間で行いました協定締結式の様子です。この後、7月24日に、新しい試みとして、ノースロードフェスタが北区で行われるのですが、北24条の商店街組合と連携・協働して、協定締結者をふやして、そこで協定締結式を行うことも予定しております。

次に、安全・安心モニター事業です。モニター数は、ことしも30名集まりました。先日、5月に委嘱式を行いまして、活動内容については、1カ月で2施設、1人6施設になるのですけれども、6月、9月、12月と年に3回それを報告していただいております。昨年度の実績は、197施設を調査して、報告していただきました。

調査票に関しては、このようなものになります。店舗の衛生管理、商品管理が良好か普通か不良であったか、こういうことに「○」をつけて報告してもらうようなものになっております。

そして、3月にモニター報告会をやりまして、皆さんが行って報告していただいた施設に対して、どういう指導をしたとか、どういうふうに役立たせていただいたとか、そういうことを報告させていただきました。

それから、こちらが食の安全・安心市民交流事業になりまして、第1回は、篠路町農家に行って農場見学を行いまして、30名程度が参加しました。やはり、農薬のことが皆さんは気になるようで、結構熱心に聞かれていたのですが、できるだけ少ない農薬でやっているということを生産者はおっしゃっていました。その後、さとらんどに行って収穫体験などをしてもらいまして、こちらの事業は大変好評でした。

こちらが第2回きのとや本社工場見学の様子でございます。

15名が参加しまして、きのとやというと、クッキーがとても有名だと思うのですが、まさにクッキーが並んでいるところですが、皆さん非常に熱心に見ていらっしゃいました。きのとやのファンの方が結構多かったようで、食の安全・安心以外にも、経営理

念についても皆さんはかなり興味深く聞いておられまして、これも非常に好評な事業でした。

それ以外に、これはさっぽろ子ども食品Gメン体験事業です。夏になりますけれども、札幌市中央卸売市場でマグロの解体を見たり、商品の管理や検査室でどのような検査が行われているか、これは合成着色料を溶かして並べてもらったのですが、添加物の検査も含めて体験してもらうような事業になりました。

こちらは冬です。冬は、東光ストアサッポロファクトリー店の協力を得て、バックヤードを見学しながら、衛生研究所で放射性物質の検査をするということをやりました。この時は、スーパーでの抜き取り検査の体験ということで、ミカンを少しもらいまして、衛生研究所で検査しました。札幌市の食品検査の流れがどのようになっているかということをご自分で体験してもらいました。

それから、シミュレーション訓練の様子ですけれども、ホテル連絡協議会と連絡をとりまして、参加者が10事業者の38名だったのですが、食中毒の事件が起こったときにどのように対応していくかということを検討し、討議していきます。今年度は、定山溪の宿泊施設を中心に、年に1回の実施予定です。2回目は、社会福祉施設従事者対象でやりまして、参加者は37名でした。今年度は、社会福祉施設は予定していませんが、先ほども申し上げましたように、定山溪でやろうと思っております。

これは、去年の事業の報告になりますが、平成26年1月18日、19日は1万7,000人の参加がありましたが、地下歩行空間でこのようなイベントをやりに来て、アンケートをとったところ、大分好評でしたので、今度からは、こういったイベントを予算要求してやっていきたいと考えております。

以上で私の説明を終わります。

○池田会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

昨年度の事業、新規の考えている事業についてご報告があったと思います。

○行方委員 新規事業の中で、2番目のところに食の安全・安心のおもてなし推進事業の中で栄養成分表示とありますが、従来、栄養成分表示の店ということで、数年前にあったと思うのですが、その継続という認識でよろしいでしょうか。

○事務局（伊藤調整担当係長） そうです。既存の事業との連携を検討しておりますので、その事業についても普及啓発していくというように考えております。

○池田会長 ミシュランの星のように、こういうものをつくってやるのはすごくおもしろいというか、わかりやすく選べるという気がいたします。

ほかに何かございますか。特に、新規事業ですと、これから反映されていきますので、ご意見を伺いたいと思います。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 ないようですので、時間もありますので、次に行きたいと思っております。

続きまして、二つ目の議題のアレルギー物質等の表示や販売スタッフの育成に関するアンケート調査結果についてですが、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（伊藤調整担当係長） それでは、アレルギー物質等の表示や販売スタッフの育成に関するアンケート調査結果につきましてご説明いたします。

まず、既にお配りしている資料2になります。

表紙には、食の安全・安心表示の店推進事業及び販売アドバイザー育成事業に係るアンケート調査業務と書いてあるのですが、委託業者の報告書を今回資料としていただきますので、業務委託名が表紙になっているのですが、事業者の皆さんに調査をしたときは、アレルギー物質等の表示や販売スタッフの育成に関するアンケート調査という名称にして、わかりやすくしております。

まず、食の安全・安心表示の店推進事業というのは、どういうことを想定していたかといいますと、アレルギー物質や食材の産地表示等を積極的に行っている飲食店、対面販売等の情報を広く市民に発信し、表示を推進する事業を想定しておりました。

それから、販売アドバイザー育成事業につきましては、食品販売等において表示内容の情報提供ができて、クレーム対応等の接客業務に精通した販売員を育成する事業です。例えば、デパ地下などにいらっしゃるような販売員の方が、表示内容にも精通していて、食中毒予防法も知っている、そしてクレーム対応もできる、このようなことをできる方を育成する事業を想定しておりました。

アンケート調査の目的ですが、これらの事業を実施するに当たりまして、ビジョンを策定したときに、ビジョンの方針を進めていく上でこういった事業もやっということだったのですが、実際のニーズはどうかということで、事業者の現状やそのニーズを把握することを目的として、また、今まではこういった調査をやったことがございませんでしたので、これらを含めて、食の安全推進課の基礎及び制度調査資料とするという目的でアンケート調査をいたしました。

調査方法につきましては、郵送による調査票の配付及び回収、それから、原則的には記名方式でやっております。中には、不明なところがあって、聞きたいということもございますので、そういうときに追加で聞けるように、原則として記名方式とさせていただきます。

それから、対象者の抽出方法についてですが、市内の飲食店営業、菓子製造業、食品販売業の許可登録事業者から抽出しました。

実施期間ですが、平成26年3月14日から3月25日に行いまして、当日消印有効です。

配布・回収状況ですけれども、札幌市内には8,000事業者がおりまして、営業許可登録数で言えば約4万あります。さらに、施設数という箱で数えれば約2万あります。今回配付したのは4,965件で、そのうち不達の数が540件で1割ぐらい出てしまうのですが、飲食店の営業許可は大体五、六年になりまして、事業者に廃止届を出すように義

務づけてはいるものの、出してくれない場合は、そのまま営業許可があるものとしてこちらとしては把握していますので、それが不達ということで返ってきてしまいました。

それから、回収数については675件になりまして、回収率は15.3%になりました。

私たちは、3割ぐらいいは行くかなと見込んでいた部分ではありましたが、3月は年度末で忙しいこともあったのか、消費税の変わり目でもございましたので、結構忙しい事業者の方もいらっしゃったみたいで、回収率は15.3%となっております。

それから、営業許可登録業種ですけれども、そのうちの回答していただいた中で飲食店営業が8割、菓子製造業が2割、食品販売業が1割です。これは許可登録を複数持っているところがありますので、100%以上の数となっております。

これは、問3の答えになってくるのですけれども、商品の店頭販売方法ということで、商品を店頭販売している事業者の方にお聞きしております。事前に包装して販売しているか、あるいは、表示義務内容を全て表示して販売しているか、無包装のまま陳列しているか、卸売のみをやって店頭販売がなしという回答もあったのですけれども、このようになっています。

回答していただいた中では、事前の包装のほうが多かったのですが、その内訳を見ると、飲食店営業の場合は事前包装が約半分ぐらいではありますが、菓子製造と食品販売業につきましては、店頭販売の場合は無包装のまま、特に表示しないで販売している割合が、今回、回答していただいた中では多かったです。

飲食店及び無包装販売の場合のアレルギー物資の情報提供方法ですけれども、74.0%は、問い合わせがあれば口頭で説明しているということでした。

問4は、プライスカード、POP等に表記しているのが13%、メニューにアレルギー物質を表記していますというものが3.7%、問い合わせがあれば口頭で説明以外の何らかの形で表記していますというものが16.9%でした。

次に、口頭説明のみの理由です。なぜ口頭説明のみかということ、口頭説明で充足しているというのと、特に聞かれたことがないというものです。これは私も余り予測していなかったのですが、意外と4割弱ぐらいいはアレルギー物質については聞かれたことがないというふうに答えています。あとは、今後は表記を検討したい、口頭説明以外の対応は難しいというものが4%ぐらいいはりました。

それから、問7に移りまして、アレルギー物質の情報提供に関するトラブルの有無があったかどうかです。97.6%で、おおむねないと答えているのですが、今回、記名方式でやったので、ちょっと回答しづらかった部分があったと思っています。我々の市民相談処理も参照してみましたが、大体、年に数件はアレルギーに関する苦情は来ておりまして、全部が全部、保健所に報告されるものではありませんので、こういったトラブルは、数としましても少しあるのではないかなというふうに思っております。

問8のトラブルの原因となったアレルギー物質につきましては、乳、卵、小麦ぐらいの順で、小麦、エビ、カニ、いずれにしても母体が小さいので何とも言いがたい部分もあり

ますが、乳、卵が結構多いというような調査結果になりました。

飲食店と無包装陳列の場合の産地表示はどうか。産地偽装とか問題が結構ありましたが、産地表示の情報提供方法はどうなっているのかということをお問9で質問させていただいたところ、問い合わせがあれば口頭で説明しますというのが52%です。それから、特に何も行ってないが25.9%で、プライスカード、POP等に表記しているというものが10%、メニューに表記しているというのが4.2%で、何らかの形で表記しているというのが14.8%でした。

口頭説明のみの理由ですが、アレルギー物質と産地表示のグラフを並べて比較検討してみましたけれども、産地表示の場合も口頭説明で十分というのが半数以上で、あとは、特に聞かれたことがないということと、この割合が結構高かったのですが、今のところ現状で口頭説明以外の対応が困難だということで、53件ありました。

自由意見も参考にしましたが、やはり、商品の産地については、季節でもどんどん変わるものですし、アレルギーと比べると、記載していくことが、業務上、非常に負荷がかかるという声がありまして、産地表示はなかなか難しいという回答がありました。

飲食店及び店頭販売、無包装陳列の情報提供方法ですけれども、これは先ほどのグラフを並べたものになります。この中のプライスカード、POP等、メニューに表記しているのは、アレルギー物質が16.7%、産地表示は14.8%とお示ししましたが、この割合を私たちの施策としては上げていきたいということです。やはり、これからも表示をしていくように進めたいと思っております。

その進め方については、どのようにPRしたらいいですかということでお店に問11のところでお伺いしました。

その回答は、市認定を示すステッカーなどを作成して店に掲示したいということです。ご自分のお店でPRしたいという方が割合的には意外と多く、特に紹介してくれなくてもいいというものも半分ぐらいありましたが、そのほか、半分ぐらいですが、ガイドマップやガイドブックで紹介してほしい、札幌市のホームページを利用してそれに掲載してほしいというような結果になりました。

それから、これは他部局の部分の質問になるのですが、栄養成分表示、ヘルシーメニューの提供状況についてですけれども、栄養成分表示を表示しているのは8.5%で、今後、表示したい、取り組みたいというところは17%ございましたので、100件以上ですが、今回のデータをきっかけにアプローチして、この辺の普及啓発を広げていきたいと思っております。

それから、ヘルシーメニューに関しても同様に、ヘルシーメニューとは500から600キロカロリーで脂肪、野菜、塩分に対して基準ということをお考慮してメニューを提供している施設になるのですが、これも、今後提供したいという割合が約100ありましたので、これをもとにまた広げていきたいと思っております。

それから次に、販売スタッフの資格取得について、問14で調査しましたが、店頭販売

しているような食品販売のスタッフはどういった資格を持っていらっしゃるのかということで調査したところ、食品表示検定が15件で、北海道フードマイスターという検定も結構人気があるということでしょうけれども、それが8件です。また、百貨店食品アドバイザーが4件です。これは、人数ではなく、事業者としてとらせているのがこの数ですので、実際はもう少し多いのかなと思っております。あとは、あまり浸透していないとか、特にないというものも結構多かったです。

それから、食品アドバイザーの資格については、最初の冒頭でご説明しましたように、食品の販売をするような職員が食中毒の知識や表示の知識があつて、クレーム対応もできるといったものを資格として制度を運営させた場合に、それを資格として従業員に取らせたいかどうかということ聞いてみたところ、無料ならば取得させたいが51.5%、有料でも取得させたいが13.4%という結果になりました。

また、取得させないと思うは14.4%で、わからないが17.0%です。

問18に移ります。

取得させたい理由ですが、販売員の意識向上につながるとか、食の安全・安心への意識の高さをPRできる、それから、取得させないと思う理由ですが、必要性を感じない、ニーズが低いということです。そういう回答と、事業者で教育、研修が可能であるといった回答が主でした。

そして、これを資格として運営していくような適した認定機関、団体はどこだと思いますかということ問18の(2)で聞いたところ、国の機関が40%、その次に札幌市の保健所が32.8%、その次に北海道が14.4%でした。

これらの結果をまとめて箇条書きしてみました。取得をさせたいとの意向は64.9%で、有料でも取得させたいというのは、そのうちの約2割でした。適していると考えている国の認定機関等につきましては、国が40%、札幌市が32.8%、それ以外にも、自社で対応しているとか、講習会を希望しているという声結構ありまして、ビジョン策定時では、施策を推進して進める中でこういった制度も創出していこうと考えていたのですが、資格制度にしますと、試験というものも今後行って制度管理していくことになると思いますし、それなりのレベルが必要になってくると考えております。

また、ほかの資格にも食の安全が含まれている場合もございまして、これらの状況を踏まえた中で、札幌市が主体となって有料でこの資格制度を立ち上げて行うのは、これらの結果から少し難しいかなと考えております。事業者の皆様と札幌市を含めて、こういうものやっぺいこうという機運が醸成されていないのではないかとということで、残念ですが、このように捉えました。

次に、安全・安心な食のまち推進条例について知っているかどうかです。知っているが14.6%、聞いたことはあるが、内容は不明が42.5%、また、知らないも4割ありましたので、今後、私どもで力を入れて条例の普及啓発を行っていきたいと思います。

また、札幌市食品衛生管理認定制度になります。しょくまるですけれども、残念ながら、

知らなかったというのが結構多いです。ただ、今後検討したいというような前向きな意見は半数ぐらい来ております。ですから、今後はこういうところにアプローチしながら、ぜひ進めていきたいと思っております。

それから、協定事業につきましても、残念ながら、知らなかったが結構多く、私たちも今後のやり方を考えなければいけないのですが、ここも今後検討したいとか、半数以上も回答がありますので、こういうところを中心にやっていこうと思っております。

今回、回収率が低かったこともそうですが、事業者の皆さん全体に何かを一斉にやるということは、コストが結構かかって大変な部分もありますので、やる気のあるというか、協力していただけるというところを中心に、今後の施策として引っ張っていきながら、底上げも同時に図りたいと思っております。

それから、禁煙、分煙ということで、ここからは健康づくり応援団です。

たばこに関しては、禁煙、分煙の対策済みであるとか、そういうところは結構やっているのですが、今後の登録については、希望しているところは100件以上です。また、バリアフリー、外国人対応につきましても、やっているところ全てに対応しているというふうになっていますが、スロープであるとか、自動ドア、エレベーターに対しても対応しているというところが67件、外国人受け入れについては、問30になります。積極的に進めたいというところは、129件、21.5%ありました。

後半のハラール食材については、かなり難しい設問にはなるかと思うのですが、インドネシアのイスラム教徒を中心に、札幌市でお客様として受け入れようというふうな施策としてありますので、そういうことも含めて、今回、観光文化局との協力によって質問をさせていただきました。

自由意見等につきましては、アレルギー物質については、今の対応で十分とか、できる対応をしている、対応を検討したい、明確な基準をよく知らない、一覧などわかりやすい意見が欲しいということです。自由意見についてはお配りしていませんので、こちらのスライドを見ていただきたいのですが、こういった内容がございました。

あとは、お客様の自己申告が必要ですよといった意見も結構ありました。

また、販売スタッフの育成についても、接客向上をさせたいとか、講習会の開催を希望しているとか、人材が不足しているとか、家族経営という感じの話もありました。

今回、本当にさまざまなご意見をいただいて、本当に感謝しているのですが、安全・安心な食のまち・さっぽろについても、取り組みの認知向上が必要とか、前向きに組みたいとか、地産地消、北海道の食品を使いたいとか、そういったことが多数ございました。

また、衛生講習会についても、ぜひご指導に来て下さいみたいな意見もありまして、そういう方も中にはいらっしゃるのだなど、ありがたいお話です。

これらを踏まえて、先ほど、今年度の事業でご説明させていただきましたが、おもてなし事業にこういったアンケート調査の結果を反映してまいりたいと思います。

少し長くなりましたが、私の説明は以上です。

○池田会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○梶原委員 頭の中を整理するというか、私も素人でわからないのですけれども、二つほど質問します。

まず、第1点目について私の頭で整理したいと思います。

今、アレルギー物質のいろいろな説明があったのですけれども、手元にある平成23年2月につくった安心推進ビジョンの29ページにアレルギー物質の説明があります。アレルギー物質については、表示が義務づけられていると書いてあるのですが、今のアンケートの中で、表示していない、口頭で説明しているという結果があるのですけれども、本当は口頭で説明してはだめなのですか、いいのですか、どうなのですか。

○事務局（伊藤調整担当係長） 包装品については、あらかじめ表示して販売する必要がありますので、その中でアレルギー物質は入れていかなければいけないのです。今回、私の説明も不足だったかもしれないので、申しわけないのですが、レストランで出てくるものは包装されていませんね。それとか、店頭販売ではかり売りしているものですね。ケーキもそうだと思うのですけれども、裸売りと私たちは言っていますが、そういった場合は包装しておりませんので、表示の義務がないのですけれども、その中でこういった情報提供をお客様にさせていただけるかという調査だったのです。

○梶原委員 今後、そういうレストランで出される食べ物についても、表示をしてもらうのが理想と考えていいのですか。

○事務局（伊藤調整担当係長） そうです。法律的には表示をしなければならないというわけではないのですが、表示をしていく方向に推進していきたいということになります。

○梶原委員 ここにいらっしゃる委員も、そういう気持ちというか、意識を持つことが大事だということですね。

もう一つ伺いたいことは、今、アンケートの結果について説明をいただきましたが、このアンケートは、今後、私どもが推進計画をつくる上で、その一助とするためのものだと思いますのです。この1ページを見ますと、本調査は、しょくまち事業の一環として、食の安全・安心表示の店推進事業の実施に向けてということですから、私どもがつくる推進計画の参考にするためのアンケートではないのですか。そこを教えてください。

○事務局（伊藤調整担当係長） 目的としては、推進計画のためのアンケートということではないです。やはり、食品表示の部分と、販売スタッフの育成と、そのほかの栄養成分表示ということを目的としたものではあります。ただ、施策の参考となる部分もアンケート調査の中には含まれていると解釈しております。

○高橋委員 中央市場の高橋でございます。

今のアンケートはいろいろなところで非常に参考にはなると思うのですけれども、基本的に、食品販売登録事業者から無作為に抽出したということで、例えば、ラーメン店とか、私のなじみがあるすし屋とか、そういうお店をイメージすると、一括して全部同じレベル

で調査するというか、余りにも広いところです。例えば、おすし屋であれば、立ちずしから、テーブル席から、観光客に向けた大きい回転ずしとか、いろいろな形態がありますね。そういうところをごっちゃになっているので、アンケートの結果をどういうふうに捉えていいのか、逆に非常に難しくなっているのではないかと私は思うのです。

先ほど、伊藤係長がおっしゃったように、包装している事業者と、すし屋で握るのでは、アレルギー表示にしろ、産地表示にしろ、恐らくレベルが全然違うと思うのです。

すし屋であれば、魚のことを言って申しわけないですけども、特色あるところは根室産とかメニューにぼんと出したりしていますね。ただ、一般に、カウンターにすし種が切っただけあって、すぐ握られるようなところは、そういうことを書くところもないし、表示するところもないから、お客さんが、これはどこ産のものなのかと聞くので、口頭で答えるとかいろいろな形態があると思うのです。その辺を分析するのは非常に大変だし、そういうふうに絞ってアンケートするのは一つの方法かもしれませんが、その辺をきっかけとして捉える情報提供ということで捉えるにはいいのですが、これをどう受けとめるかということになると、我々も非常に混乱するというのは言い過ぎかもしれませんが、そんな印象を受けました。

○事務局（細海食の安全推進課長） 今、業種のお話がありました。アンケートをまとめた冊子の中にも項目の横にクロス集計ということで業態別を少し入れてございます。確かに、アレルギーのお話ですと、ラーメン店ですと小麦は当たり前ですし、そば屋でそば粉も当たり前です。そういう意味で、業態によってアレルギー表示をどうこう考えない業態もございますし、ファミリーレストランみたいにメニューが非常に多彩で、そういった部分がなかなか難しいような業態もあります。ある程度の業態はクロス集計で見られるのですけれども、例えば、今のお話のおすし屋ですと、回転ずしはある程度表示できて、普通の対面のおすし屋ですと会話によってということもあるので、ある程度はクロス集計できて、それをさらに細かい業態までとなると、今回はそこまで掘り下げられる余裕がなくて、浅く、広くということでやらせていただいたものでございます。あくまでも広い分野での施策の基礎資料ということでございますので、いろいろな機会があれば、もっと掘り下げた形で情報収集していきたいと思えます。

○事務局（山口食の安全担当部長） さらにつけ加えますと、今回、記名で回答をいただいていますので、記名していただいたところにつきましては、こちらから再度聞き取り調査ができますので、内容につきまして、さらに掘り下げて調査が必要であれば、また聞き直して、その中でさらに詳しい調査をしていくという方法も今後検討していけると考えております。

○森委員 回答率の低さのことで伊藤係長もおっしゃっていましたが、実施期間は消費税の値上げ、1年に何度かの繁忙期のときにその期間を設けた理由がもしあるのだら教えていただきたいです。

もう少し有効な回答数が多いためには、この時期ではなく、例えば、その1カ月前だっ

たら回答率が少し高かったのではないかとということがありますので、予算もいろいろあるのはわかってはいるのですが、こういうことでは説得力が足りないのではないかと、有効回答のもう少し多い時期にできていたらもっとよかったのではないかと思います。

全体的にはご説明も非常によくわかったのですけれども、23ページにあります食品販売アドバイザー資格制度について、先に個人の意見として言わせていただければ、私はこういうアドバイザーの資格制度があったほうが良いと思っておりますが、このほかの後ろに添付されていますいろいろな項目の中で「資格があると想定してご回答ください」ということで、皆さんに回答していただくときの様式が43ページにあります。ただ、現場の人たちに、いきなりここだけ想定してというような質問が入ってくるのは、アンケートの全体的なバランスとしていいのかどうか、こういう資格制度をつくらうと思っておりますという発表が先にあった後で、これは別項目でつくるべきだったのではないかと私は思いました。

以上です。

○事務局（細海食の安全推進課長） 時期につきましては、昨年度、CMコンテストと地下歩行空間のイベントを1月にやった関係で、その事業との時期のバランスもあって、それが終わってからある程度まとめたものということで3月になったというのが実情でございます。こちらの年度内の業務量のバランスということでございます。

また、アドバイザーの部分ですけれども、やるかどうかも含めてのものということもありまして、最初からやる方向でというふうに明記できなかった部分もございまして、想定ということでございまして、そういうものをもしつুক্তとしてニーズがあるかどうかということで、こういう聞き方をさせていただき状況でございます。

○行方委員 私自身は、このアンケート結果を大変興味深く読ませていただきました。感想的になってしまうのですけれども、例えば、8ページの口頭説明のみの理由のその他のところで、一番最後に、ごく一般的な食材を使用しているということを書いている事業者がいることには驚きました。特定原材料7品目の中の卵、牛乳、小麦は本当に一般的な食材であって、そういう認識すらないのかという思いがありました。

それと、分煙のところ、28ページになります。

私たちは飲食店とかを利用するときに、ランチの場合は禁煙しております。でも、お酒を飲む方はたばこを吸いたくなる方が多いということで、夜は喫煙にしている場合もあるので、この設問については、対策済みというのは、昼間だけやっても対策済みに入ると思うのです。その辺の分類がされていたらよかったのではないかとこの思いはありました。

○松井委員 私も、このアンケートは非常に興味深く読ませていただいたのですけれども、すごく印象的だったのはアレルギー表示の件で、例えば、アンケートの7ページで菓子製造業でプライスカード、POPなどに表記というのが45%ぐらいです。これは、イメージとしては何となく少ないのかなと思うのです。これは、小包装ではなくて裸売りのとき

ですから、少ないのかなという印象です。今、アレルギー表示は非常に問題になっていて、お客様は買うときにお菓子だとアルコールが入っているかとか、かなり気にされる方が多いのです。そういうお客様の関心度とこの結果が乖離していると思うのです。お菓子をつくっていらっしゃる方とか、販売していらっしゃる方の意識をもうちょっと高めていかなければいけないのかなということを感じたのです。

同じように、産地の表示もそうです。例えば、13ページのところで、特に行っていないが26%あるのですが、本当にそうなのかと思うのです。先ほど、高橋委員がおっしゃられていたように、調査対象がすごく幅広いので絞り切れなかったところもあるのですけれども、このアンケートだけだと何となく実態がなかなか見えてこないのでもっともったいなかったかなという気がしました。

それから、アドバイザーのところも、資格制度があって、そこで勉強したらそういうことが全部できるのであれば、とてもすばらしいなと感じました。

私のようなショッピングセンターを運営しているところだと、今、こういうことができる人がとても少なく、例えば、クレーム対応はできても、もう一つのほうができないとか、両方できる人がなかなかいないし、育てられないというか、どう育成していいかわからないということを日々悩んでいる中で、そういう方がもしかしたらたくさんいらっしゃるかもしれないので、ニーズかないからやめるというのではなくて、もしかしたら、ニーズはたくさんあるのかもしれないので、もうちょっと掘り下げていってもいいのかなという気がしました。せっかくやったのですから、もっともったいないという気がします。

○池田会長 大変有意義なご意見の数々をありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

○瀬川委員 今の説明の中で、推進協定の認識率が非常に低いということでした。私は、前回、推進協定のお話をちょっとだけしたのですけれども、今後、これをもっともっと高める方向で計画の中に押し込めていったらいいのではないかと思います。それは行政側の対応で、私は一般市民ですが、市民からしてみても、アレルギーのことは重要な問題ですから、そういう表示がない部分については、市民側からも積極的に意見を申し入れていくと、店舗なり、事業所なり、そういったお互いの高め合いも必要ではないかと思います。それを盛り込んでいくような方向づけはどうかという意見です。

○池田会長 ありがとうございます。

先ほどのマークですね。あれもその一助になるのではないかと考えております。

ほかにないでしょうか。

私から一つ、先ほどのアレルギーと産地表示の円グラフで、問い合わせがあれば口頭で説明とか、パターンがすごく似ていたのですけれども、あれは、同じところが同じように答えているのでしょうか。それともばらばらなのですか。同じところが同じように産地もアレルギーも表示、口頭でとなっているという印象だったのです。

○事務局（伊藤調整担当係長） それについては、クロス集計を見なければわからな

いところがございまして、今、明確にお答えはできません。ただ、やはり、アレルギー表示はしていないけれども、産地表示はしているというところもございましょうし、いろいろなパターンはあるかと思えます。

○池田会長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 ないようでしたら、3番目の議題に移りたいと思います。

札幌市安全・安心な食のまち推進条例に基づく推進計画の施策の展開について、事務局からお願いいたします。

○事務局(伊藤調整担当係長) それでは、安全・安心な食のまち推進条例に基づく推進計画の施策の展開についてお話ししたいと思います。

さきにお配りした資料3をごらんください。

推進計画と監視指導計画の位置づけについてになりますが、前回のおさらいも含めて、ここでもう一度、皆さんにお伝えしたいと思います。我々の食品衛生監視指導計画に基づいた監視指導と、今、策定しようとしている推進計画の位置づけについて整理させていただいたのですが、まず、札幌市食品衛生監視指導計画というのは、単年度計画になりまして、食品衛生法を根拠として食品衛生法の中にある監視指導の実施に関する指針に基づいて計画を策定しております。

監視指導計画につきましては、単年度ごとの計画になりますので、食中毒事件等がありましたら、それを集中的に重点監視項目として指導するとか、そういった毎年の情勢に応じて変えて強化していくような監視指導と規制の部分が強い計画になります。

その中には、実施体制、関係機関との連携とか、監視指導の実施とか、情報提供、意見交換、リスクコミュニケーション、人材の育成ということも一応入っております。

それから、右側です。

今回定める推進計画は、中長期的な5年のものになりまして、平成15年にできました食品安全基本法をもとに策定するものになりまして、札幌市安全・安心な食のまち推進条例が昨年度の4月1日から施行されましたが、その中の推進計画を定めることとなっております。

先ほど説明しました監視指導計画については、今回、推進計画の中で定めます安全の確保という部分に直結しており、安全の確保を積極的に行うところではあるのですが、推進計画は食品安全基本法に基づくものとなりますので、下に市民、事業者、札幌市の連携・協働と書いてあるとおり、連携・協働の部分を主体としたものになります。

ですから、その下に安全・安心な食のまち・さっぽろと書いてありますけれども、今回定める推進計画は、食品安全基本法と札幌市食の安全・安心推進条例に基づいた相互理解、市民、事業者、本市の連携・協働を理念とした食の安全・安心の確保に関する総合的な施策を推進するための5年間の中長期計画です。

監視指導計画につきましては、食品衛生法に基づく事業者の監視指導、規制を主体に、地域の実情等を踏まえて毎年作成する単年度計画です。このたび、推進計画策定に当たりまして、監視指導計画は、推進計画の施策の柱である安全の確保に直結し、密接に関係することから、第一義には、食品衛生法に基づく計画でありますけれども、それでありながら、推進計画における施策の一部を担うものとして位置づけます。

今後、行政による規制並びに市民、事業者及び本市の連携・協働の両面から、私たちは両輪と言っていますけれども、それから施策の展開をより強力に推し進めていくということです。これが条例、法律、計画についての簡単な整理になりますので、今後の参考にしていただければと思います。

次に、推進計画策定の考え方です。資料4をごらんください。

計画の位置づけにつきましては、札幌市安全・安心な食のまち推進条例に基づく計画です。そして、この計画の中に定める事項として、1番の食の安全・安心の確保に関する施策の大綱、2番のそのほか食品の安全に関する施策を推進するために必要な事項、これらを定めてくださいと。

計画の期間は、特に条例の中では何年というふうには決まっていないのですけれども、一応、今回は5カ年というふうに予定しております。

それから、計画策定の考え方、方向性になりますけれども、推進計画の暫定版として皆様にご了承いただいています現行の札幌食の安全・安心推進ビジョンを、現状または今後の動向に合わせて見直すとともに、条例施行後の基本施策を反映させます。

今回、計画を一から全てつくり上げるものではありませんが、施策の内容を整理し、縮小するものは縮小して、それ以外に強化・充実させるものはさせるというふうに、めり張りをつけて行いたいというふうに思っております。

それから、ビジョン策定以降の食の安全・安心をめぐる事件、事故に関しましては、原子力発電事故による放射性物質の汚染問題、生肉によるO111食中毒事件が平成23年にございました。それから、本市における浅漬けによるO157の食中毒事件、昨年度になります。産地等の食品表示偽装事件、冷凍食品への農薬混入事件、ノロウィルスは毎年のように流行しております。

それから、食の安全に関心があり、注意を払っている人の割合を毎年度調べております。これは、第3次札幌新まちづくり計画が平成23年度から26年度までですが、これは、上田市長が3期目ですので第3次と呼んでおり、まちづくり戦略ビジョンの中で指標達成度調査という市民の意識調査を行っています。この中で、食の安全に関心があり、注意を払っている人の割合は、昨年度は85%ありまして、このグラフを見てもわかるとおり、平成22年は行っておりませんが、少しずつふえていっています。我々としても関心があって注意を払っている人がふえていただければいいので、一応、指標としては達成にはなるのですが、先ほどもお話ししましたように、食品の偽装事件などもありまして、そういった事件がありますと、こういった割合がふえるという反面もあります。

それから、今後の国の施策、動向についてです。

まず、食品表示法の施行がございまして。平成25年6月に制定されたもので、2年以内に施行ということになっているのですけれども、一応、平成27年6月に食品表示法を施行する予定になっております。

それから、自主的衛生管理の普及拡大というところですが、HACCPに基づく衛生管理の普及ということで、これは国からの通知というか、施策になるのですけれども、今、なぜ普及が必要かということですが、HACCPが国際標準としての地位を確立したということで、欧米を含め、多くの国で導入が進みまして、これが輸出の要件になってきたという背景がございまして。我々は、今まで自主管理運営基準とHACCPを推進してきたのですけれども、今後、この施策に関しましては、自主管理運営基準かHACCPかということになったときに、国はHACCPを推奨するよという通知が出ております。

札幌市の施策動向につきましては、札幌市まちづくり戦略ビジョンの戦略編で、平成25年度から34年度の中に、食の魅力を生かした産業の高度化ということで、食の安全・安心の確保に向けた取り組みを一層推進するというものがあります。これは前回もお示ししましたが、戦略ビジョンに載っておりますので、そうしますと、札幌市全体の施策に食の安全・安心が今回入ってきたということになります。この辺は産業に結びつけて施策を進めていく方向に強化してまいりたいと思っております。

ここで、前回のおさらいになるのですけれども、まず、左に将来像があつて、安全・安心な食のまちさっぽろの創造というものが前段階にあり、その次に、施策の柱として1番の安全の確保と2番の安心と魅力の創出というものがあつたと思うのですけれども、その次が基本施策ということで、これについてどういうふうに整理するかということをお前の会議のときにやったと思ひます。

左側がビジョンになるのですけれども、安全の確保の部分につきましては、食品に関する健康危機管理の強化・充実、2番のフードチェーンにおける食の安全確保、3番の事業者の自主的取り組みの促進です。安心と魅力の創出につきましては、まず、食の安全に関する相互理解、2番の食の安全確保に協力する市民の拡大、3番の地産地消の推進及び環境への配慮、4番の災害等への備えを通じた安心の創出、5番の食産業・観光への寄与となつていました。これをもう一度きれいに並びかえたものが右の案になります。将来像と施策の柱についての変更はないのですが、基本施策につきましては、最初はフードチェーンという言葉を用いていたのですけれども、それではわかりづらいという意見が委員からもありましたので、「生産から販売まで」という言葉に置きかえて、生産から販売までの安全の確保としております。それから、2番の事業者の自主的取り組みの促進については変更ございませぬ。それから、3番は自主管理の強化・充実です。4番の食品等の安全に関する学習については、今まで「学習」という言葉が施策の中に入っていなかったのですけれども、やっぱり普及啓発をやっていく必要があるということで4番に出しています。それから、5番の相互理解の促進、6番の市民の取り組みの促進、7番の食産業・観光の

振興への寄与というように施策を整理して皆さんのご了承を得られたところでございます。

次に、一緒に資料5をごらん下さい。

この間、基本施策まで皆さんの了承をとったというふうに説明しましたが、この次の段階を、私たちは施策の項目と言っているのですけれども、資料5に括弧の数字で書いている部分が施策の展開というところになります。

今回は、この施策の展開の部分をどのように整理したか、この進捗状況についてお話ししたいと思っております。

まず、1番の左側のビジョンを見ていただきたいのですが、食品に関する健康危機管理の強化・充実という施策について、(1)から(3)の健康危機の未然防止対策、発生時対策、発生事後対策とあるのですけれども、これは右側の3番の(1)危機管理体制の整備というふうに統合させていただこうということです。未然と発生と事後というのは、私たちは一連の作業と考えておりますので、あえてここで分けて項目立てする必要はないと考えまして、3番の(1)に統合させていただきます。

それから、ビジョンの安心と魅力の創出のところの4番ですが、災害等への備えを通じた安心の創出というところでは、危機管理対策室がやっているところの非常食を備えるといったこともございまして、危機管理対策に全面的にお任せしようかと考えておりました、それ以外の部分を危機管理の強化・充実に吸収していこうと考えております。

そこで、3番の危機管理の強化・充実の部分ですけれども、1番の危機管理体制の整備以外に、(2)に新規に自主回収報告制度の運用ということを入れております。自主回収報告制度につきましては、食品関係事業者が、自社製品について、違反食品であるとか、不良品で何かトラブルがあったときに、自社製品を回収するときに、今、回収していますということを報告するような制度になっております。

それは、平成25年10月から既に施行してございまして、昨年度は20件ぐらい出てきているのですが、ほかの自治体とも多く連携しておりますので、しっかりした運用を新規で入れさせていただきました。

それから、緊急自体の対処ですが、スライドの下に緊急時のモニタリング体制の構築と記載させていただきました。原子力災害対策編ということで、地域防災計画の中に、例えば、震災みたいなことがあって、原子力発電所に事故があった場合、その検査体制を札幌市がどうやっていくかということで、今、体制を構築しているところですが、食品の汚染以外にも、放射性物質の食品の汚染が出た場合には、札幌市で検査するとか、それ以外のことにしても、例えば環境対策課で放射能汚染が大気に漏れたときはどうやってそれを検査してモニタリングしていくかというような非常時の対応も、今、構築しておりますので、ほかの部署との連携・協働の検査体制についてもここに入れ込みたいと思っております。

次に、ビジョンの2番のフードチェーンにおける食の安全の確保についてですが、(1)市内で生産される農畜産物の安全の確保と(2)製造・加工、流通及び販売における食の

安全の確保に関しては、今のところ、特に大きく変更する予定はございません。ただ、名称を生産から販売までの安全の確保と変えさせていただいております。

それから、3番の事業者の自主的取り組みの促進については、事業者の自主的取り組みへの支援、札幌市の施設における自主管理の推進に関しても、順番を入れかえただけで、特に変更はしておりません。ただ、事業者の自主的取り組みの促進ということで、(1)事業者の自主的取り組みの支援、しょくまると、先ほど、協定についての貴重なご意見もありましたし、おもてなし推進事業を含めまして、国の施策のHACCPに基づく衛生管理の普及というのもございますので、ここは、私どもも今後は力を入れたいと思っております。

それから、食の安全に関する相互理解のところは、文言を整理しただけで、それほど大きくは変更していません。(1)情報の発信、(2)事業者の取り組みの可視化と食の安全に関する意見交換は、5番の相互理解の促進に移して、情報の発信(収集及び提供)、事業者による情報の公開及び提供の推進としています。また、新規で適正表示の推進というものがございますが、これは、今回、食品表示法施行の分野がありますので、おもてなし推進事業、あるいは、アンケート調査からも、今後できるだけ表示をするようにということで推進したいので、こちらに入れさせていただきました。

それから、北海道とか国を含めまして、情報及び市民の皆様もそうですけれども、意見交換の促進の場を広げたいと思っております。

それから、ビジョンの安心と魅力の創出の部分の食の安全確保に協力する市民の拡大ということで、(1)学習の推進と人づくり、(2)子ども・若年層への啓発というものがあります。これは、今回、条例の中で市民の役割という文言を入れさせていただいて、市民の皆さんもいろいろ学んでくださいということと、行政の施策にも参加してくださいということも理念として盛り込みましたので、6番のように、市民の自発的な取り組みを促進したいというように言葉を整理させていただきました。

それから、ビジョンの3番の地産地消の推進及び環境への配慮というところですが、これらについても、4番の食品等の安全性に関する学習ということで、普及啓発、情報提供、人材の育成、食育の推進とございます。そして、食育の中に地産地消は含まれますので、ここに地産地消の推進及び環境への配慮というものを入れさせていただきたいと思っております。

また、4番の食品等の安全性に関する学習という部分も、例えば、保育園児向けの手洗いソングがモデル事業として結構うまくいきましたが、それをもとに、今度は小学生も含めて普及啓発を考えていきたいとか、イベントの開催が好評でしたので、市民の皆様にももう少し知っていただく機会を創出していかなければいけないかなということもありまして、この施策を強化・充実させていきたいと思っております。

それから、5番の食産業・観光への寄与というところですが、これも、文言をちょっと変えただけで、食産業・観光の振興への寄与としまして、強化・充実させてまいります。これはなぜかという、先ほど説明しましたように、札幌市まちづくり戦略ビジョンの戦略

編の中で、食の魅力を生かした産業の高度化と食の安全・安心の確保に向けた取り組みを一層推進する、また、他部局との連携・協働の部分も含めまして、ここを強化・充実させていきたいと思っています。

計画の方向性につきましては、最終的にもう一度整理させていただきますけれども、新規に追加された施策の展開としまして、3番の(2)として、自主回収報告制度の運用、緊急自体への対処、適正表示の推進、次に、計画の中で強化・充実させる施策につきましては、2番の事業者の自主的取り組みの促進、4番の食品等の安全性に関する学習、7番の食産業・観光の振興への寄与、この三つについて、前回よりも内容を膨らませて、今、検討しているところでございます。

今回の推進計画、基本施策、それ以下の展開について改めて整理させていただきますと、こちらのスライドはお配りした資料と一緒にとなりますけれども、新規事業を三つ追加して、めり張りをつける施策につきまして、2番、4番、7番となっております。

この順番につきましては、プロジェクト会議の中でまだ意見が少し出ているのですが、順番については、また検討する中で多少入れかわるかもしれませんが、基本的には、施策と施策の展開に基づいて、今後、策定を進めてまいりたいと思います。

以上で私の説明を終わります。

○池田会長 ありがとうございます。

かなり細かな計画案について示されてきたのではないかと思います。

ただいまのご説明に対しまして、何ご意見、ご質問はありますか。

○梶原委員 時間の関係もございますので、簡潔に質問いたします。

資料5の中で、これからつくる計画の施策の説明がありましたけれども、恐らく、きょう施策が決まりますので、忘れないうちに二つほど言っておきたいと思います。

一つは、新規に入れたものに適正表示の推進がございます。適正表示の推進というのは、私は違和感があるのです。適正表示ということで、適正に表示しなければいけないというのは、徹底するというか、必ずしなさいということだと思っております。

先ほど、瀬川委員からもありましたし、私も言いましたが、アレルギーの物質でラーメンとかそばにアレルギーの物質がありますということを表示してほしいというのであれば、これは違法ではないから、アレルギーの物質の表示を推進という言葉になって、ラーメン屋にお願いするから推進してくださいになるけれども、適正表示ということで、先ほどのパックのように、その物質を必ず表示しなければいけないのだったら、入れてもらわなければ困るわけで、推進ではなくて徹底ということになるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○事務局（伊藤調整担当係長） 適正表示につきましては、条例の趣旨のところ……。

○梶原委員 これは条例とかいろいろあるのかもしれないけれども、先ほどのアレルギーのアンケート調査の説明を聞いたから僕はそのようにイメージするのです。食の安全に関する相互理解が変形して、相互理解の推進という項目になったのですよね。ですから、食

の安全ということなのですから、表示しなければいけないパックのものは徹底的に表示してもらおうということですね。そして、先ほど言ったラーメン屋やそば屋は、表示しなくてもいいけれども、聞かれたら答えなさいと。しかし、我々としては、将来は積極的に表示してもらおうようにしましょうということを意思確認したのですから、使い分けをしなければいけないと思うのです。アレルギー物質ということを意図的に持ってくるのであれば、パックしたものは、皆さんは知っていると思うけれども、これは徹底してしましょう。けれども、ラーメンとかそばの関係については、すごく苦しんでいる人がいるわけですから、事業者も積極的に表示するようにお願いしますということで、この会議で進めていくべきものではないかと思うのです。適正表示は当たり前のだから、推進をお願いするのではなくて、徹底させればいいのではないかという考え方です。

○事務局（伊藤調整担当係長） おっしゃるご意見はごもっともだと思います。適正表示の推進というところは、本日、条例の趣旨はお配りしていなかったですね。その19ページにどういうことかということが書かれています。もちろん、表示義務のあるものについては、私たちが監視指導の中で徹底してきちんと指導していきます。

ただ、ここで趣旨として盛り込まれている中には、本市は、事業者に対し、表示が適正に行われるように助言及び指導を行うとともに、市民の皆さんに対しても食品表示制度について普及啓発を行って、正しく選んでくださいといった趣旨も盛り込まれております。ですから、ここで、事業者だけではなく、市民も対象にしていますので、適正表示の推進と若干曖昧には聞こえるのですが、そういった言葉の使い方をしていると思います。

○池田会長 両方とも、もっともなことだと思います。

○梶原委員 前回、皆さんから意見が出た縦割りについて、それを解消するために働きかけるといえるのは、例えば、ここでいけばどこに入れるおつもりですか。どこに入るのでしょうか。

○事務局（伊藤調整担当係長） すみません。縦割りというのは、表示のいろいろな窓口があるということですね。

○梶原委員 この前、私の記憶では、委員もおっしゃったけれども、いろいろと聞いたら、法律とか所管が複雑で、聞いても頭が混乱するのでどうするかといったら、とりあえず、そういう現実があるから、将来、そういうことを解消してくださいと国に働きかけるとか、関係部署に働きかけるといえることを入れようではないかということになりましたね。どこかで入れてくれれば我々は満足しますからということで、入れるとすれば、施策のどこに入るのでしょうか。

○事務局（伊藤調整担当係長） 検討中という範囲で回答させていただくと、やはり、3番の適正表示の推進という部分に入ってくるのかと思います。今後、検討しようと思います。

ただ、ここの展開だけではなくて、これ以降、細かく項目を出していきますので、本日はいただいたご意見につきましては、そこで反映するように検討させていただきたいと思

ます。

○池田会長 この適正表示の推進の中に項目として入れるよう、検討しているということでございます。

ほかにないでしょうか。

○瀬川委員 タイトルの問題ですけれども、ビジョンの2番のフードチェーン云々という関係です。これは、フードチェーンはわかりづらいということで抜いて、案のほうで生産から販売までの安全云々としています。フードチェーンと言っても、市民はわからないから、案にあるような生産から販売までと直したという説明だったのですけれども、これは、括弧をして、「生産から販売まで（フードチェーン）」とすれば、今後、フードチェーンという言葉はずっと使っていけるのではないですか。

一番わかりやすい言葉だと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。そういう方法もあると思いますので、検討していただければと思います。

○事務局（細海食の安全推進課長） 中で、こういった言葉を何回も使うようであれば、ここで括弧書きしてフードチェーンということで、その後に出てくるときにフードチェーンでどうこうという形にして、その後の書きぶりも含めて考えていきたいと思います。後で出てこないようであれば、あえてここで括弧書きで説明する必要はありませんので、その辺は中を見ながらできればと思っています。

○池田会長 ありがとうございます。

ほかにないでしょうか。

まだ意見は出し尽くしていないと思いますけれども、お時間でございますので、本日のご意見を事務局で推進計画案の参考にしていただければと思います。

それでは、議題（4）のその他について、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（細海食の安全推進課長） 事務局から、次回の会議のご案内ということでお話しさせていただきたいと思います。

今年度の第2回目の会議につきましては、7月ごろを予定してございます。今年度は計画作成の年度ということになりますので、昨年度よりも開催の回数は多く予定してございます。

7月の具体的なスケジュール等につきましては、もう少し近くなりましたら、改めて各委員にご案内させていただいて、日程調整したいと思いますので、その際はよろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

○池田会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明に対して、何かございますでしょうか。

多分、次回は、7月ということで、より具体化された推進計画案について皆さんにご議論をいただく予定でございます。

それでは、全体を通して、各委員から何かございませんでしょうか。

○高橋委員 きょうの説明は、今までかなり入り組んでいたものが物すごく整理されたご説明だったと思います。先ほど、縦割りの話もありましたけれども、私から見ると、資料3、資料4、資料5については、問題点を非常に凝縮して方向性を定めた報告だったと思います。今後とも、苦言もあるかもしれませんが、よろしくお願い申し上げます。

○池田会長 ありがとうございます。

### 3. 閉 会

○池田会長 ほかになければ、これをもちまして、本日の議事は終了し、閉会とさせていただきます。

長時間にわたり、まことにありがとうございました。

以 上